

# 定 款

帝国通信工業株式会社

## 第一章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当社は帝国通信工業株式会社と称する。

(目 的)

**第 2 条** 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具同部品および機械器具の製造加工販売並びにこれに関する研究
2. 医療機器、情報通信機械器具、輸送用機械器具、業務用機械器具、生産用機械器具、光学機器、その他機械器具の部分品および部品の製造加工販売
3. 合成樹脂品、金属部品および金型の製造販売
4. 不動産の賃貸および管理
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

**第 3 条** 当社は、本店を川崎市に置き適宜の地に工場、支店、営業所、出張所を設けることができる。

(公告方法)

**第 4 条** 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第二章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 5 条** 当社の発行可能株式総数は15,901,600株とする。

(自己株式の取得)

**第 6 条** 当社は、市場取引または公開買付けの方法により自己株式を取得することを、取締役会決議によって定めることができる。

(単元株式数)

**第 7 条** 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

**第 8 条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

**第 9 条** 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

(株主名簿管理人)

**第 10 条** 当会社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

**第 11 条** 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第三章 株主総会

(招集)

**第 12 条** 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第 13 条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

**第 14 条** 株主総会は、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

**第 15 条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

**第 16 条** 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

**第 17 条** 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

**第 18 条** 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。

## 第 四 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

**第 19 条** 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

**第 20 条** 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

**第 21 条** 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

**第 22 条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役・役付取締役)

**第 23 条** 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議によって業務を執行する。

(取締役会の招集)

**第 24 条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

**第 25 条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数により決する。

(取締役会の決議の省略)

**第 26 条** 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。

(取締役会の議事録)

**第 27 条** 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。取締役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

**第 28 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会において定める。

(取締役の責任免除)

**第 29 条** 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 五 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

**第 30 条** 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

**第 31 条** 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

**第 32 条** 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。

4. 第2項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

**第 33 条** 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

**第 34 条** 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

**第 35 条** 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 5 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

**第 36 条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数により決する。

(監査役会の議事録)

**第 37 条** 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。監査役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

**第 38 条** 監査役の報酬等は、株主総会において定める。

(監査役の責任免除)

**第 39 条** 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項に関する監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項に関する責任について、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 六 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

**第 40 条** 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

**第 41 条** 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

**第 42 条** 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

**第 43 条** 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 七 章 計 算

(事業年度)

**第 44 条** 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(期末配当金)

**第 45 条** 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

**第 46 条** 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当をすることができる。

(除斥期間)

**第 47 条** 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

令和 7 年 (2025 年) 6 月 27 日 改訂